

平成27年11月24日
福祉部 長寿支援課
観光商工部 商業労政課

宮崎市北部老人福祉センター等の指定管理者候補者の選定について

宮崎市北部老人福祉センター等の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成27年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体等の名称

宮崎市社会福祉事業団・シルバー人材センター共同体

※社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団（以下、宮崎市社会福祉事業団）及び公益社団法人宮崎市シルバー人材センター（以下、宮崎市シルバー人材センター）で構成するグループ

(2) 代表者名

- ・宮崎市社会福祉事業団：理事長 黒木 富美雄
- ・宮崎市シルバー人材センター：理事長 岩切 千秋

(3) 主たる事務所の所在地

- ・宮崎市社会福祉事業団：宮崎市橘通東1丁目14番20号
- ・宮崎市シルバー人材センター：宮崎市祇園2丁目135番地

(4) 設立年月日

- ・宮崎市社会福祉事業団：平成14年4月
- ・宮崎市シルバー人材センター：昭和57年1月

(5) 設立目的

- ・宮崎市社会福祉事業団

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

- ・宮崎市シルバー人材センター

定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該事業に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(6) 事業概要

- ・宮崎市社会福祉事業団

①第2種社会福祉事業

- イ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の受託
- ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく生活介護事業の受託
- ハ 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業の受託
- ニ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業の受託
- ホ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業の受託
- ヘ 児童厚生施設の管理
- ト 放課後児童健全育成事業の受託
- チ 老人福祉センターの管理

②その他の事業

- イ 障がい児（者）総合診療所の管理

③公益を目的とする事業

- イ 老人憩の家の管理
- ロ 宮崎市赤江運動広場の管理

・宮崎市シルバー人材センター

- ①臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。
- ②臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は一般労働者派遣事業をおこなうこと。
- ③高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。
- ④高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。
- ⑤前各号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。
- ⑥その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(7)資本金又は基本財産

- ・宮崎市社会福祉事業団：3,000千円
- ・宮崎市シルバー人材センター：無

(8)従業員数

- ・宮崎市社会福祉事業団：173人
- ・宮崎市シルバー人材センター：22人（会員数1,312人）

2. 指定期間（予定）

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年）

3. 施設及び業務の概要

(1)施設概要

①施設名

宮崎市北部老人福祉センター
宮崎市青少年プラザ

②所在地

宮崎市神宮東1丁目2番27号

③施設規模等

本館 延べ床面積 約1,834平方メートル 3階建て
体育館 延べ床面積 約1,662平方メートル

(2)業務概要

・北部老人福祉センター

- ①生活相談及び健康相談に関する業務
- ②生業及び就労の指導に関する業務
- ③機能回復訓練の実施に関する業務
- ④レクリエーション等の実施に関する業務
- ⑤使用の許可に関する業務
- ⑥施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- ⑦上記のほか、老人センターの設置目的を達成するために必要な業務で市長が必要と認めた業務

・青少年プラザ

- ①講座、研修会等の開催に関する業務
- ②生活、職業等の相談に関する業務
- ③クラブ活動、レクリエーション等の支援に関する業務
- ④施設の提供に関する業務
- ⑤利用の許可に関する業務
- ⑥利用に係る料金（利用料金）に関する業務
- ⑦施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- ⑧上記のほか、青少年プラザの設置目的を達成するために必要な業務で市長が必要と認めた業務

(3)現在の管理方法

・宮崎市北部老人福祉センター及び宮崎市青少年プラザ

指定管理者 宮崎市社会福祉事業団・シルバー人材センター共同体
(平成23年10月1日から平成28年3月31日まで)

4. 事業計画の概要

(1)施設利用者の平等な利用の確保について

- ・施設運営に利用者や各種団体の意見を取り入れるため運営委員会を設置する。
- ・意見箱を施設入口に設置し、回答については施設内に掲示する。
- ・事業団が指定管理者となっている他の老人福祉センター・老人いこいの家5施設とのサービスに不公平感が生じないようにバランスのとれた運営を行う。【北部】

- ・定員に対し講座希望者が超過した場合や、施設利用に複数の申込みがあった場合は、厳正な抽選を行う。
 - ・宮崎市の設置した「運営委員会」の意見を運営に反映させる。【プラザ】
- (2)施設の設置目的を最も効果的に達成する事業計画について
- ・地域包括支援センターや民生委員等と連携し、利用者の閉じこもり等を施設で把握する。
 - ・健康体操、健康運動、在宅介護者指導等、健康講座を開催する。
 - ・宮崎市総合発達支援センター理学療法士による派遣講座を開催する。
 - ・防災、成年後見制度、後期高齢者医療制度、詐欺防止、年金等、生活安全講座を開催する。【北部】
 - ・就労支援につながる資格取得、ビジネスマナー、面接対応など実用的な講座の実施。
 - ・シルバー人材センターが有するノウハウを生かして事業所・企業等との連携した取り組みを強化。
 - ・産業カウンセラー等の専門家による相談事業を実施。【プラザ】
- (3)施設の管理に係る経費の縮減について
- ・指名競争入札を原則とし、随意契約の場合は複数見積の徴収、価格調査を行う。
 - ・市政出前講座、地域包括支援センター、夢創り人、県消費者生活センター、地域のボランティアなど、無料講師の講座を積極的に活用する。
 - ・軽微な修繕、植栽管理や清掃業務は、シルバー人材センターの会員を活用する。
 - ・AED無償提供付き災害対応型自動販売機を設置し、維持管理費や老朽化による更新費用を削減する。
- (4)事業計画を着実に実施するための管理運営能力について
- ・施設長（2施設兼務）には、高齢者・青少年福祉に精通し、施策及び運営に造詣深い経験者を配置し、施設の責任者として職員に対する指導的な役割を果たす。
 - ・施設職員には福祉施設等経験豊富な職員を配置する。
 - ・生涯学習・レクリエーションインストラクター資格を有する職員を配置する。
 - ・看護師が定期巡回し、専門性の高い健康管理や相談業務を行う。
 - ・総合発達支援センターの理学療法士が施設職員を対象に、医療・福祉に関する指導や助言を行う。
 - ・老人福祉センター、老人いこいの家、総合発達支援センター、児童館、児童センター等の指定管理者としての実績がある。
- (5)安全管理に対する対応について
- ・「浴室維持管理マニュアル」を基に、徹底した入浴設備の管理を行う。
 - ・シルバー人材センター会員の技能を活かし、有資格者による定期巡回点検を行い、いち早く施設の異常を発見するとともに、事故防止に繋げる。
- (6)環境保護及び障がい者雇用等について
- ・「省資源・省エネルギー対策実施基準」を定め、共同体が一体となって環境に配慮した施設運営に取り組む。
 - ・共同体としての障がい者実雇用率2.73%（国の定める雇用率は2.0%）
 - ・障がい者施設・団体等へ業務を発注する「特定随意契約」により、障がい者雇用の創出を間接的に支援する。

5. 収支計画の概要

■収入

(単位：千円)

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	5ヵ年合計
指定管理料	31,969	31,969	31,969	31,969	31,969	159,845
利用料金	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	20,000
その他	61	61	61	61	61	305
収入合計	36,030	36,030	36,030	36,030	36,030	180,150

■支出

(単位：千円)

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	5ヵ年合計
人件費	10,787	10,787	10,787	10,787	10,787	53,935
旅費	190	190	190	190	190	950
需用費	8,124	8,124	8,124	8,124	8,124	40,620
役務費	725	725	725	725	725	3,625
委託料	10,913	10,913	10,913	10,913	10,913	54,565
使用料	642	642	642	642	642	3,210
事業費	4,477	4,477	4,477	4,477	4,477	22,385
その他	172	172	172	172	172	860
支出合計	36,030	36,030	36,030	36,030	36,030	180,150

6. 選定結果の概要

(1)公募の概況

①応募団体数

1団体

②募集日程

第1回選定委員会 平成27年 6月22日

要項及び申請書類様式の配布 平成27年 7月24日

提出書類Aの受付(=1次締切) 平成27年 8月28日

提出書類Bの受付(=最終締切) 平成27年 9月28日

第2回選定委員会(審査) 平成27年10月14日

(2)宮崎市福祉部指定管理者候補者選定委員会高齢者福祉部会(6名)

(敬称略)

	役職等
会長	介護保険課長
副会長	社会福祉課長
委員	商業労政課長
委員	宮崎市民生委員児童委員協議会 役員
委員	宮崎市老人クラブ連合会 役員

委員	宮崎市自治会連合会 役員
----	--------------

(3)選定の概況

ア 選定の経緯と理由

選定委員会において、応募者からの提出書類、プレゼンテーション及び質疑をもとに、下記の項目について総合的に審査を行った。

- ①事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な使(利)用を確保するものであること
- ②事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ④事業計画を着実に実施するための十分な管理運営能力を有していること
- ⑤安全管理に対する対応
- ⑥環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策の取組状況

その結果、合計得点が基準点（満点840点の6割）を超え、また、重要基準の「4. 事業計画を着実に実施するための十分な管理運営能力を有していること」の最低点（満点270点の4割）を超えていることから、指定管理者候補者として適格と判断し、選定した。

イ 審査結果一覧

選定の基準	満点 (配点×委員数)	最低基準点	候補者
1. 事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な使(利)用を確保するものであること	150		120
2. 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	150		124
3. 施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	90		71
4. 事業計画を着実に実施するための十分な管理運営能力を有していること	270	108 (満点×40%)	210
5. 安全管理に対する対応	120		96
6. 環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策の取組状況	60		50
合計得点	840	504 (満点×60%)	672
【参考】提案金額			159,845千円